平成２３年（フ）第１５４号
秋田市飯島川端１丁目９番41号
債務者　菊地　晃未
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５号
福島県郡山市安積町南長久保２丁目36番地の２　ステイブル102号
債務者　箭内　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
長野県安曇野市穂高有明7732番地33
債務者　松坂　栄治
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第９８号
長野県安曇野市穂高有明7732番地33
債務者　松坂　芳枝
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３５５５号
名古屋市北区金城２丁目７番４号
債務者　宮本　千恵
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７０５号
愛知県春日井市柏井町７丁目４番地12
債務者　橋本　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９５号
名古屋市千種区唐山町１丁目32番地の２　東山ハウス201号
債務者　中村　栄子（旧姓西井）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３号
兵庫県南あわじ市福良乙296番地１　Ｆ１マンション303号
債務者　渡邊　伸一
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３４号
兵庫県淡路市岩屋102番地６
債務者　松尾　義人
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４６号
徳島市国府町日開463番地の５、旧住所徳島市国府町観音寺194番地の２
債務者　細川　　哲
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５３号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地535
債務者　花本　成久
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地535
債務者　花本　啓子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０６号
高知市鴨部848番地４
債務者　秋沢　敬雄
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０７号
高知市鴨部848番地４
債務者　秋沢奈緒美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６０号
高知市菜園場町４番６号　山本ビル202
債務者　北村　　豊
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６１号
高知県香南市赤岡町995番地５　県住赤岡東団地206
債務者　岡村久美子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６２号
高知市朝倉己1201番地134
債務者　余田　亜記
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１号
佐賀県唐津市北波多田中1476番地43
債務者　松本　博輝
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部